

# 相続ニュース

Vol.0088

2015年11月2日(月)  
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F  
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 遺留分減殺請求

### はじめに

遺留分減殺請求・・・初めて耳にする人は、何のことかさっぱり???ですよね。今回は、この言葉を確認していきます。

### 遺留分とは

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

### 遺留分減殺請求

民法により最低限相続できる財産が、遺言により侵されることもあります。侵された場合に、最低限の財産を請求する権利のことを「遺留分減殺請求」といいます。

### 具体例として

父の遺言書に「自分が死んだら全財産を愛人にあげる」と記載されていたとします。このままだと、残された家族は生活することもままならない状態に陥るかもしれません。そこで、残された家族（一定の被相続人）には、最低限相続できる財産をもらう権利があります。この権利の主張することを遺留分減殺請求と言います。

### 消滅時効期間

この権利にも時効があります。相続開始および減殺すべき贈与、または遺贈があったことを知ったときから1年以内に、遺留分を侵害している相手方に請求しなければ、その権利はなくなります。

また、贈与等によって遺留分が侵害されていることを知らなくとも、遺留分減殺請求は、相続開始のときから10年経過すると消滅してしまいます。知らなかった人は、これを機会に忘れずに覚えておきましょう。

### おわりに

「遺留分減殺請求」難しそうな言葉でしたが、いかがでしたか。詳細については、ASKまでお問い合わせください。

